

優良産廃処理業者認定制度

「事業の透明性」に係る基準に基づく 適合証明サービスのご案内

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財團

令和2年10月

目次

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 適合証明サービスでできること..... | 2 |
| 2. ご利用上の注意..... | 3 |
| 3. ご利用申し込み方法～①基準適合確認・通知..... | 5 |
| 4. ご利用申し込み方法～②適合証明書発行..... | 10 |
| 5. 適合証明書について..... | 15 |
| 6. 利用同意事項について..... | 16 |

1. 適合証明サービスできること

(1) 情報更新の都度、基準適合の確認・通知が受けられる

- 「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報の更新を行った都度、弊財団にて基準適合性を確認し、その結果修正等が必要な場合にメールにて通知いたします。
- このメールの通知内容に沿って公表情報の修正等を行つていただくことで、基準に適合した情報公表を継続することができます。

(2) 入力状況、更新頻度到来をリアルタイムで確認できる

- 「さんぱいくん」上の「事業の透明性」に基づく公表情報を編集する画面上で、未登録の箇所がある旨や情報更新を行うべき時期の到来などのメッセージを表示させる機能を提供いたします。
- これにより、未登録箇所や更新期限の到来を適切に把握することができ、特に「1年に1回以上」の更新頻度の項目について、情報更新を失念することを未然に防ぐことができます

(3) 適合証明書の発行を受けられる

- 「さんぱいくん」上に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報が、同基準に適合することを証明する書類(適合証明書)の発行を受けることができます。
- これまでには、公表情報の公表開始や情報更新を行つた都度、公表情報を掲載したインターネット上のページを印刷・保存し、優良認定の申請時には基準に適合することを証明するためにこれら多くの多くの書類を所管自治体に提出していたものが、この適合証明書のみを提出すれば済むようになります。

2. ご利用上の注意

適合証明サービスのご利用に際しては、利用料・手数料を申し受けます（有料のサービスです）。

- 適合証明サービス（①基準適合確認・通知、②適合証明書発行）のご利用に際しては、「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基づく公表情報の基準適合性の確認や適合証明書の発行に際しての利用料・手数料として、次頁のとおりのご負担をお願いしています。

適合証明サービスが証明する対象は、「さんぱいくん」上に入力した情報のすべてではありません。

- 適合証明サービスが証明する対象の情報は、「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」で入力した情報のみです。
- 「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」以外の場所で入力した情報（自社で作成したホームページの情報など）は、適合証明サービスの対象外です。

適合証明サービスは、すべての方が利用できるものではありません。

- 適合証明サービスをご利用いただくには、以下の前提条件があります。前提条件のすべてを満たさないと、適合証明サービスはご利用いただけません。

【前提条件】

- ① 「さんぱいくん」を利用して、「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を作成・公表していること
 - ② 「履歴証明サービス」を利用していること（利用可能な状態であること）
- また、適合証明サービスのうち、適合証明書発行の申込を行うには、基準適合確認・通知を利用していることが必要です。³

産廃情報ネットご提供サービスの内容・利用料金

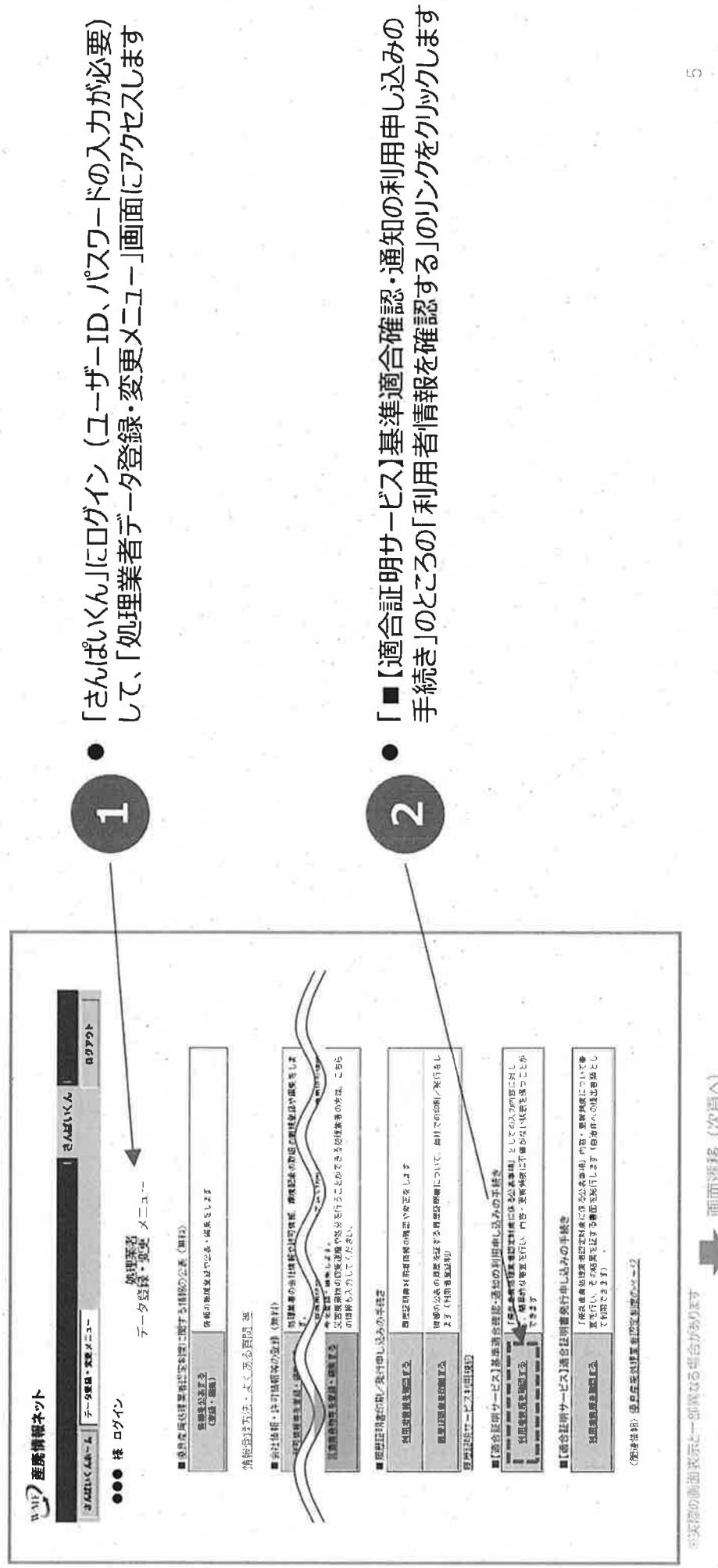
| サービス | サービス内容 | 料金(税込) |
|-----------------------|--|-------------------|
| 1)さんばいくん利用 [既存] | <ul style="list-style-type: none"> ● 自社情報（公表情報※1を含む）の登録、更新、公表 ● 利用は任意。 | 無償 |
| 2)履歴証明サービス [既存] | <ul style="list-style-type: none"> ● 公表情報※1の更新履歴の閲覧、印刷 ● 過去の日付の公表情報※1の閲覧、印刷 ● 利用は任意であり、①の利用が前提 | 1ユーモアあたり 年間1万円 |
| 3)適合証明サービス [New!!] | <p>①基準適合確認・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公表情報※1の未登録箇所のシステムによる自動チェック(自社情報の登録画面※2上にメッセージ表示) ● 公表情報※1のうち、更新頻度が「1年に1回以上」の情報項目の更新期限到来をシステムによる自動チェック(自社情報の登録画面※2上にメッセージ表示) <p>②適合証明書発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公表情報※1を更新の都度、基準適合性を弊財団にて確認、修正等が必要な場合にメール通知 ● 利用は任意であり、①・②)の利用が前提 | 1ユーモアあたり 年間3万円 |
| | <p>許可1件につき 3千円</p> | |

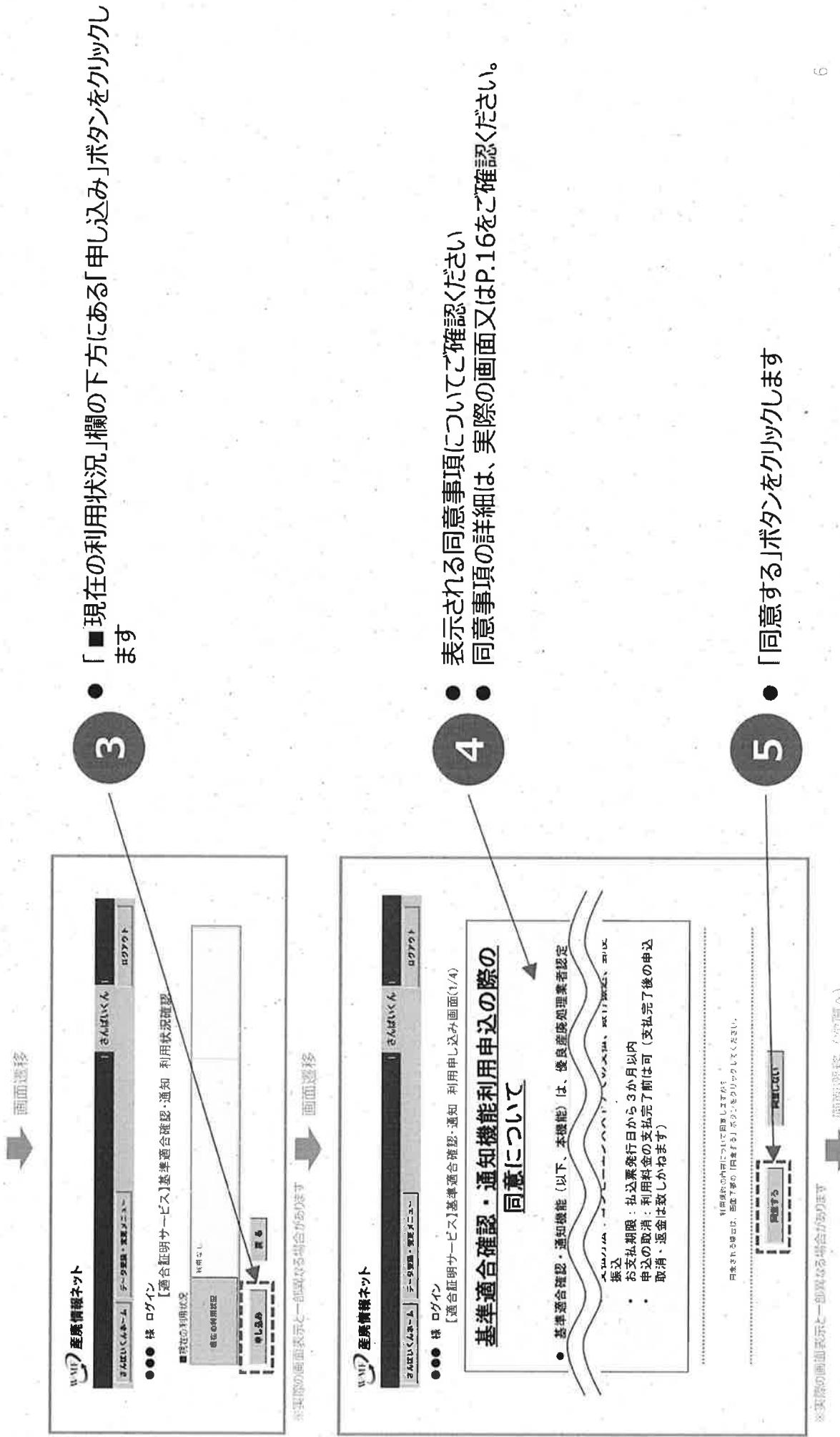
※1：「さんばいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報

※2：「さんばいくん」上の「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を編集する画面

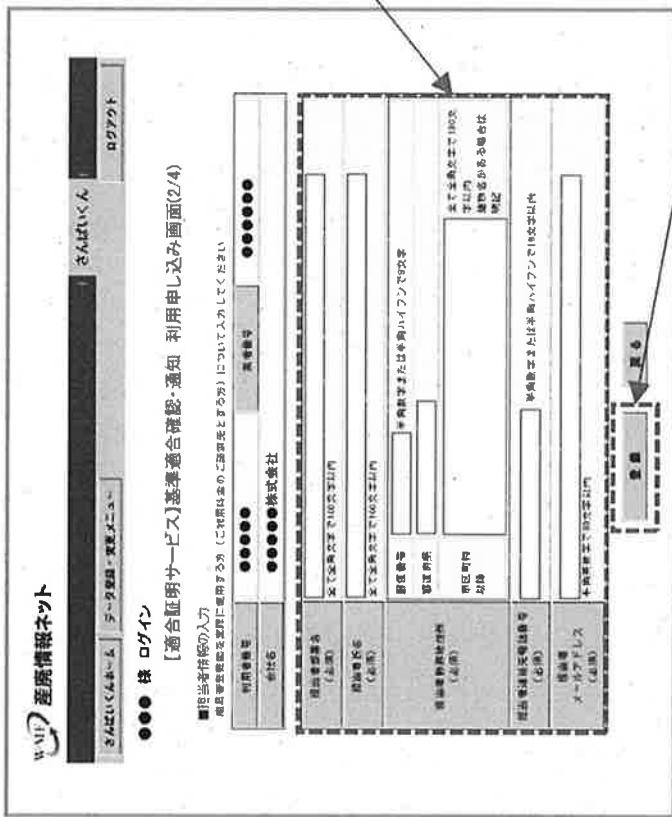
3. “利用申し込み方法～①基準適合認証・通知

- 適合証明サービスのうち、「①基準適合確認・通知」のご利用申し込みは、以下の手順にて「さんぱいくん」画面から行うことができます。
 - 申込・利用は、「さんぱいくん」及び「履歴証明サービス」(P.4の表参照) を利用していることが前提です。





1

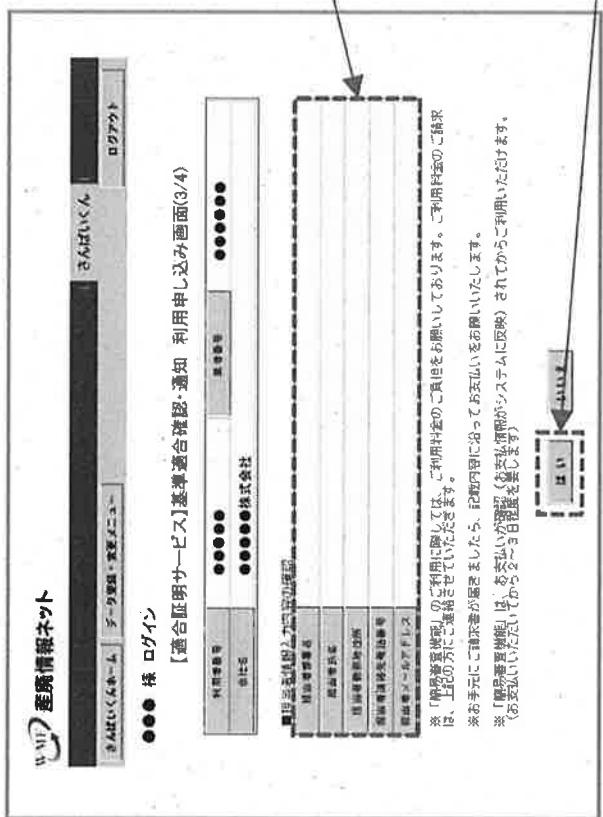


- 6 ● ご担当される方について、全ての項目を入力します
 - 7 ● 「登録」ボタンをクリックします

実際の画面表示と一部異なる場合があります

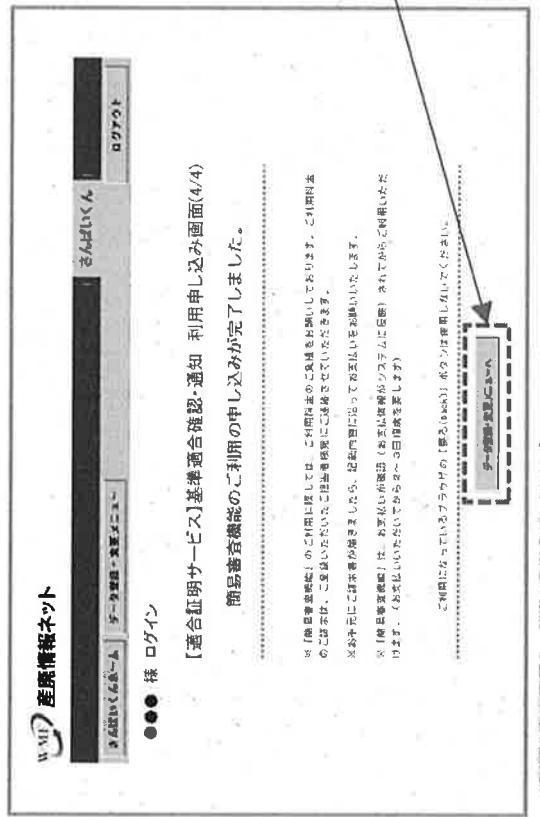
画面遷移（次頁へ）

88



- 8 ● 6 で入力した内容が正しく表示されていることを確認します
 - 9 「はい」ボタンをクリックします
表示内容を修正する場合は「いいえ」をクリックします（前頁の画面に戻ることができます）

10 ● お申し込み手続きはこれで完了です。



- 「データ登録・変更メニューへ」ボタンをクリックすると、**1** の
画面に戻ります

- お手続き完了後2～3営業日中に、請求書兼払込取扱票がお手元に郵送されますので、払込取扱票を使つて料金をお支払いください。
- 料金は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局でお支払いください。なお、利用可能なコンビニエンスストアは、払込取扱票の裏面をご確認ください。
- コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、手数料は無料です。銀行・郵便局でのお支払いの場合、手数料は貴社にてご負担いただけます。
- 本機能が実際にご利用できる状態となるのは、料金のお支払いに関するデータが弊財団にて確認できてからとなります。**
- 料金のお支払い後、コンビニエンスストアでのお支払いの場合は約1週間後、銀行・郵便局でお支払いの場合は2～3営業日後から、本機能が実際にご利用いただけます。